

広川町農業委員会

第29回総会議事録

令和7年12月5日

# 広川町農業委員会第 29 回総会議事録

令和 7 年 12 月 5 日広川町農業委員会第 29 回総会が広川町役場 3 階会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知
- 報告事項 2 農地法施行規則第 29 条第 1 号の届出書
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 2 号 農地転用許可取消願に関する件
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 4 号 非農地証明に関する件
- 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による広川町農用地利用集積等促進計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

## 農業委員

議席	氏名	議席	氏名
会長	古賀 秀之	6	稲員 繁広
会長代理	山村 佳代子	7	鐘ヶ江 百合子
1	中村 和浩	欠	舩越 誠治
2	萩尾 喜久夫	9	稲員 雅史
3	丸山 敬二郎	10	野田 光浩
4	馬場 啓介	11	中島 隆二
欠	渡邊 和江	12	古賀 貴美夫

## 農地利用最適化推進委員

議席	氏名	議席	氏名
15	田中 健一	22	弓削 和幸
16	姫野 剛	23	末安 富士子
欠	重松 嘉治	24	野田 隆文
18	小林 栄一	25	山下 淳
19	山下 憲繁	26	渡邊 和宏
20	馬場 健作	27	古賀 優
21	雨森 純司		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 山下 誠紀 農業委員会係長 川村 亮二 農政係長 砥上 俊弘 書記 梶原 脩慈

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、報告事項 2 件、議案第 1 号 2 件、議案第 2 号 1 件、議案第 3 号 3 件、議案第 4 号 1 件、議案第 5 号 5 件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてをお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、2 番 萩尾喜久夫農業委員、山村佳代子会長代理を指名し審議に移ります。報告事項 利用権の合意解約について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字長延 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 順位 2 大字長延 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：農地の所有権移転のため。順位 3 大字広川 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：合意解約。順位 4 大字広川 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：合意解約。

議長 事務局の説明が終わりましたので報告事項 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議長 続きまして報告事項 2 農地法施行規則第 29 条第 1 号の届出書について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字水原 届出人：■■■■ 申請理由：農業用倉庫設置のため

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

事務局 地区担当委員が欠席されています。委員からは特段問題がない旨報告を受けています。

議長 報告事項 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議長 続きまして議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字長延 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由：売買。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

18 番 小林栄一 推進委員 譲受人と耕作者している法人の代表の方については親戚関係であり、所有権移転後についても再度法人に貸付けられるとのこと。よろしくご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

す。

事務局 順位 2 大字吉常 譲受人：■■■ ■■■ 譲渡人：■■■ ■■■ 申請理由：売買。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

事務局 地区担当委員が欠席されています。委員からは特段問題がない旨報告を受けています。

議長 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので順位 2 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして続きまして議案第 2 号農地転用許可取消願に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字水原 譲受人：■■■ ■■■ 譲渡人：■■■ ■■■ 申請理由：倉庫

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

事務局 地区担当委員が欠席されています。委員からは特段問題がない旨報告を受けています。

議長 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。議案第 2 号について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 現在は誰が管理をされているのですか。

事務局 農地については管理されていたので、近くに住まわれている親族の方に管理をお願いされているものと思われます。

議長 他に質問もないようですので議案第 2 号について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字水原 譲受人：■■■ ■■■ 譲渡人：■■■ ■■■ 申請理由：駐車場及び資材置場

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

事務局 地区担当委員が欠席されています。委員からは特段問題がない旨報告を受けています。

議長 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 申請地と事業所の上に土地がありますがどのようなのですか。

事務局 間の土地については譲渡人とは別の方の所有になります。農地については管理をされています。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字水原 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：共同住宅（2 棟）

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

16 番 姫野剛 推進委員 区長や水利関係者立会いのもと計画について説明を受けました。特段問題はないと思われますのでよろしくご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 3 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 3 大字一條 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：露店駐車場

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

26 番 渡邊和宏 推進委員 従業員の駐車場用地として敷地を拡張されるということですのでよろしくご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 3 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 4 号非農地証明に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字新代 申請人：■■■ ■■■ 申請理由：現況が雑種地であるため

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

23 番 末安富士子 推進委員 事務局より説明がありました通り、小さな農地の筆が残っていたが以前よりゴミの集積場で利用されていたということですのでご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。議案第 4 号について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。議案第 4 号について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 5 号農地中間管理事業の推進に関する法律による広川町農用地利用集積等促進計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 所有権移転 5 件

議長 事務局の説明が終わりましたので議案第 5 号について質問意見等ありましたらお願いします。

3 番 丸山 敬二郎 農業委員 以前は梨のパイロット団地になっていたと思いますが、今後は何を作付けされるのですか。また借り手は決まっているのですか。

事務局 法人が借りられてみかんを作付けされるということです。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。承認される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。異議がなかった旨町長へ報告いたします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 閉会のあいさつ